

○独立行政法人日本スポーツ振興センター国立スポーツ科学センター利用規程
(平成15年10月1日平成15年度規程第13号)

改正 平成17年3月29日平成16年度規程第46号 平成18年3月30日平成17年度規程第34号
平成20年3月31日平成19年度規程第19号 平成20年4月25日平成20年度規程第1号
平成21年3月31日平成20年度規程第51号 平成21年6月30日平成21年度規程第7号
平成22年3月31日平成21年度規程第27号 平成22年9月30日平成22年度規程第19号
平成23年3月31日平成22年度規程第53号 平成24年3月30日平成23年度規程第33号
平成24年7月17日平成24年度規程第6号 平成25年4月1日平成25年度規程第27号
平成26年3月31日平成25年度規程第40号 平成26年7月1日平成26年度規程第14号
平成27年3月31日平成26年度規程第38号 平成28年3月31日平成27年度規程第54号
平成29年3月31日平成28年度規程第53号 平成30年3月30日平成29年度規程第56号
令和元年9月30日令和元年度規程第23号 令和元年11月29日令和元年度規程第34号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 スポーツ施設の利用(第3条―第8条)
- 第3章 スポーツ診療事業利用
 - 第1節 メディカルチェック(第9条―第12条)
 - 第2節 スポーツ診療(第13条―第16条)
- 第4章 その他の利用(第17条・第18条)
- 第5章 雑則(第19条―第24条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書(平成15年度規則第1号)に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)が運営する国立スポーツ科学センター(以下「科学センター」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用対象者)

第2条 科学センターの利用対象者は、次に掲げる団体等(以下「中央競技団体等」という。)のうち、国際競技力の向上を目的とする者とする。

- (1) 公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という。)
- (2) JOC加盟競技団体
- (3) JOCが認めた者
- (4) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会(以下「JPC」という。)

- (5) JPC加盟競技団体
 - (6) JPCが認めた者
 - (7) その他センターが認めた者
- 2 センターは、科学センターの業務遂行に支障のない限り、科学センターを前項に規定する中央競技団体等以外の団体及び個人の利用に供することができる。

第2章 スポーツ施設の利用

(スポーツ施設)

第3条 センターが利用に供するスポーツ施設は、次の各号に定める施設とする。

- (1) ハイパフォーマンス・ジム
- (2) トレーニング体育館
- (3) 研修室・会議室
- (4) 宿泊室
- (5) 栄養指導食堂
- (6) 風洞実験施設

2 スポーツ施設の利用時間は、次の表のとおりとする。

| スポーツ施設 | 利用形態 | 利用時間 |
|---|--------|------------------|
| ハイパフォーマンス・ジム | 競技団体利用 | 9時00分～18時00分 |
| トレーニング体育館 | 競技団体利用 | 9時00分～21時00分 |
| 研修室・会議室 | 競技団体利用 | 9時00分～21時00分 |
| | 団体利用 | 9時00分～21時00分 |
| 宿泊室 | 競技団体利用 | 15時00分～翌日の10時00分 |
| | 個人利用 | 15時00分～翌日の10時00分 |
| 栄養指導食堂 | 競技団体利用 | 7時00分～20時30分 |
| | 個人利用 | 7時00分～20時30分 |
| 風洞実験施設 | 団体利用 | 9時00分～18時00分 |
| 備考 | | |
| 1 上記施設については、必要に応じて、利用時間を変更することができる。 | | |
| 2 宿泊室は低酸素状態で使用することができる。 | | |
| 3 宿泊室を連続して利用する場合は、利用最終日の10時00分まで利用することができる。 | | |

3 センターは、第1項のスポーツ施設の利用に付随して必要な設備及び備品を利用に供することができる。

(利用形態の定義)

第4条 前条第1項に規定するスポーツ施設の利用は、次の各号に定める利用形態とする。

- (1) 競技団体利用 前条第1項第1号から第5号までに規定するスポーツ施設を中央競技団体等が利用すること。

(2) 団体利用 前条第1項第3号及び第6号に規定するスポーツ施設を中央競技団体等以外の団体が利用すること。

(3) 個人利用 前条第1項第4号及び第5号に規定するスポーツ施設を個人が利用すること。ただし、同項第4号に規定するスポーツ施設を利用する個人は、次に掲げる者とする。

ア 科学センター及びナショナルトレーニングセンター(以下「NTC」という。)で行われる会議・研修会等に参加する研究者、競技団体所属の監督、コーチ及び競技者

イ 科学センター及びNTCで行われる研究・支援に協力する競技者等

ウ その他センターが認めた者

(利用の手続)

第5条 競技団体利用に関する利用手続は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第3条第1項第3号から第5号までに規定するスポーツ施設の利用を希望する中央競技団体等は、利用計画書を次の表に掲げる提出期間内に、センターに提出するものとする。

| 利用形態 | 利用日 | 提出期間 |
|--------|--------------------|--------|
| 競技団体利用 | 4月1日から翌年3月31日までの期間 | 1月末日まで |

(2) センターは、提出された利用計画書に基づき、重複希望がある場合は調整を行い、利用日を定めて中央競技団体等に通知する。

(3) 前号によりセンターから利用日の通知を受けた中央競技団体等は、施設利用申込書(別記様式第1号)を次の表に掲げる提出期間内に、センターに提出する。

| 利用形態 | 提出期間 |
|--------|------------|
| 競技団体利用 | 利用開始日の10日前 |

(4) センターは、施設利用承諾書(別記様式第2号)の交付によって申込みを承諾し、利用日を確定する。

2 団体利用に関する利用手続は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第3条第1項第3号及び第6号に規定するスポーツ施設の利用を希望する団体等は、施設利用申込書を、それぞれ次の表に掲げる提出期間内に、センターに提出する。

| 施設名 | 利用日 | 提出期間 |
|----------|--------------------|---------------------------|
| 研修室及び会議室 | 4月1日から翌年3月31日までの期間 | 利用開始日を含む月の1か月前の1日から同月末日まで |
| 風洞実験施設 | 4月1日から翌年3月31日までの期間 | 利用開始日を含む月の1か月前の1日から同月末日まで |

(2) センターは、施設利用承諾書の交付によって申込みを承諾し、利用日を確定する。

- 3 個人利用に関する利用手続は、前項の規定を準用するものとし、利用の承諾は、利用者証の発行又は利用券の発行によって行うことができる。また、第3条第1項第5号に規定する栄養指導食堂については、食券の発行によって利用の承諾とすることができる。
- 4 前各項の規定による利用日の確定後、なお利用予定のない日における利用手続については、随時施設利用申込書を受け付ける。その際は、施設利用承諾書の交付によって申込みを承諾する。

(施設利用料金)

第6条 センターは、施設利用者から別表第1に掲げる施設利用料金を徴収する。

2 センターは、次の各号の一に該当する場合においては、施設利用料金を減額することができる。

- (1) センターの設立の目的に照らし、センターが特に必要と認めたとき。
- (2) 施設利用の目的及び方法により、センターが特に必要と認めたとき。

(納入期限)

第7条 施設利用者は、利用形態に応じて、それぞれ次の表に定める納入期限までに施設利用料金等をセンターに納入しなければならない。

| 利用形態 | 納入期限 |
|--------|------------------|
| 競技団体利用 | 利用日の属する月の翌月の末日 |
| 団体利用 | 利用の前まで(利用開始日含む。) |
| 個人利用 | 利用の前まで(利用開始日含む。) |

2 前項の納入期限(団体利用及び個人利用を除く。以下同じ。)が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は年末年始(12月29日から同月31日までの期間並びに1月2日及び同月3日)に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

(利用の変更等)

第8条 第3条第1項第3号及び第6号のスポーツ施設の利用者が、利用の承諾を受けた後に利用日その他条件につき変更しようとする場合は、利用変更届(別記様式第4号)を、センターに提出しなければならない。

2 前項の場合における施設利用料金の算定は、取消し・変更等の内容に応じて、次の表のとおりとする。

| 取消し・変更等の内容 | 利用料が未納の場合 | 利用料が納入済の場合 |
|-----------------------|------------------------------|---------------------------------|
| 利用日の10日前までに利用を取り消した場合 | 基本利用料の40パーセントを徴収する。 | 基本利用料の60パーセントを返還する。 |
| 利用日の9日以内に利用を取り消した場合 | 基本利用料の60パーセント及び準備に要した額を徴収する。 | 基本利用料の40パーセントを返還し、準備に要した額を徴収する。 |

| | | |
|-------------|------------------------------|---------------------------------|
| 利用日時を変更した場合 | 基本利用料の30パーセント及び準備に要した額を徴収する。 | 基本利用料の70パーセントを返還し、準備に要した額を徴収する。 |
|-------------|------------------------------|---------------------------------|

- 3 利用申込みをした者は、前項に定めるもののうち利用料が未納のものについては、当該利用申込みの取消し又は変更をセンターが認めた日から10日以内に、算定された所定の額を納入しなければならない。
- 4 センターは、第2項に定めるもののうち利用料が既に納入されていたものについては、当該利用申込みの取消し又は変更をセンターが認めた日から1か月以内に、算定された所定の額を返還する。
- 5 第3条第1項第4号及び第5号のスポーツ施設の利用者で、利用の承諾を受けた後における取消料金の算定は、取り消した日に応じて、それぞれ次の表のとおりとする。

| 利用を取り消した日 | 取消料 |
|-----------|--------------|
| 当日 | 利用料の100パーセント |
| 2日前から前日まで | 利用料の50パーセント |

- 6 利用者は、前項に定める利用料を、当該利用申込みのあった日の属する月の翌月の末日までに納入しなければならない。
- 7 センターは、第21条第1項の規定により利用の承諾を取り消したとき又は利用の中止を命じたときは、徴収した施設利用料等を返還しない。ただし、同条第4号の事由による場合は、施設利用料金等の全部又は一部を返還する。

第3章 スポーツ診療事業利用

第1節 メディカルチェック

(利用対象者)

第9条 メディカルチェックの利用対象者は、中央競技団体等とする。

(利用手続)

第10条 メディカルチェックの利用を希望する中央競技団体等は、利用申込書(様式自由)を、別に定める期間内に、センターに提出する。

2 センターは、提出された利用申込書に基づき利用日を調整し、確定する。

3 センターは、利用の承諾を利用承諾書の交付によって行う。

(利用料金)

第11条 センターは、メディカルチェック利用者から1人1回につき28,900円の利用料金を徴収する。

(納入期限等)

第12条 センターは、毎月末日に当該月の利用料金を、メディカルチェック利用者に請求する。

2 メディカルチェック利用者は、利用料金を利用日の属する月の翌月の末日までにセンターに納入しなければならない。

第2節 スポーツ診療

(スポーツ診療の診療対象者)

第13条 スポーツ診療の診療対象者は、次に掲げる競技者等(以下「競技者等」という。)とする。

- (1) JOC 強化指定選手
- (2) JOC 加盟競技団体の強化対象選手
- (3) JPC 強化指定選手
- (4) JPC 加盟競技団体の強化対象選手
- (5) その他センターが認めた者
- (6) 前号のうちトップレベル競技者

(スポーツ診療の利用承諾)

第14条 スポーツ診療を希望する競技者等は、あらかじめ、診療内容等をセンターに申し込む。

2 センターは、診療の申込みを受けた場合、承諾するときには、利用日を定めて承諾する。

(スポーツ診療の診察料金)

第15条 センターは、第13条第1号から第5号までに掲げる競技者等が医療保険診療を受けた場合、療養に要する費用相当額の33パーセントの診察料金を徴収する。

2 第13条第6号で掲げた競技者が医療保険診療を受けた場合、療養に要した費用の診察料金を徴収する。

3 アスリートリハビリテーションを受診した場合における診察料金は別に定める。

(納入期限)

第16条 診療利用者は、診療終了時に診察料金を納入しなければならない。ただし、所属競技団体等が診察料金を負担する場合で、事前に届出があったときは、納入期限を利用日の属する月の翌月の末日までとすることができる。

第4章 その他の利用

(撮影料)

第17条 科学センターのスポーツ施設、園地等において撮影をする場合は、センターは、次に掲げる撮影料を徴収する。

| 区分 | 料金 |
|--------|-------------|
| スチール撮影 | 1時間 11,000円 |
| ムービー撮影 | 1時間 33,000円 |

2 前項の規定にかかわらず、センターは、次の各号の一に該当する場合は、撮影料を徴収しないことができる。

- (1) 学術研究のための撮影
- (2) 報道関係の取材による撮影
- (3) アマチュアのスナップ写真の撮影

- (4) センターが特に必要と認めたとき。
- 3 撮影の申請に係る様式は、施設利用申込書(別記様式第1号)を準用する。
- 4 撮影時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。

(託児室)

第18条 センターは託児室を設置する。

- 2 託児室の利用は、第4条第3号の個人利用の規定を適用する。
- 3 託児室の利用料金は、一人1時間500円とする。
- 4 託児室の利用料金の納入期限は、第7条第1項の競技団体利用の規定を適用する。

第5章 雑則

(延滞料)

第19条 センターは、スポーツ施設利用者、メディカルチェック利用者及び診療利用者がこの規程に定められた期日までに利用料金等を納入しない場合は、その期日の翌日から起算して年14.6パーセントの割合で延滞料を徴収する。

- 2 前項により算出した延滞料の額が100円未満の場合にあっては、これを免除する。

(利用権の譲渡又は転貸の禁止)

第20条 施設利用者は、利用権を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の承諾の取消し又は利用の中止)

第21条 センターは、利用者において次の各号の一に該当するときは、その利用の承諾を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用申込みに偽りがあったとき。
 - (2) 秩序をみだし、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。
 - (3) センターが別に定める利用の条件に違反したとき、又はセンターの指示に従わないとき。
 - (4) その他利用することが適当でないと考えられたとき。
- 2 利用者が前項の規定により利用の承諾の取消しを受け、又は利用の中止を命ぜられ損害を受けた場合において、センターは、その損害を賠償する責任を負わない。

(原状回復義務)

第22条 利用者が利用を終了したときは、施設及び設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により、利用の承諾の取消しを受け、又は利用の中止を命ぜられたときも同様とする。

- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、センターがこれを執行し、その費用を利用者から徴収する。

(利用者の損害賠償責任)

第23条 利用者は、科学センターを利用することによってその施設、設備、備品等を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、センターがやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、科学センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から施行するものとし、平成16年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日から、平成16年3月31日までの期間に限り、次に掲げる規程等は、なおその効力を有する。

(1) 国立スポーツ科学センター利用規程(平成13年9月28日文科科学大臣承認)

(2) 国立スポーツ科学センター利用規程細則(平成13年9月28日制定)

附 則(平成17年3月29日平成16年度規程第46号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日平成17年度規程第34号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日平成19年度規程第19号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月25日平成20年度規程第1号)

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日平成20年度規程第51号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月30日平成21年度規程第7号)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日平成21年度規程第27号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月30日平成22年度規程第19号)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日平成22年度規程第53号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日平成23年度規程第33号)
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月17日平成24年度規程第6号)
この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日平成25年度規程第27号)
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日平成25年度規程第40号)
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年7月1日平成26年度規程第14号)
この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日平成26年度規程第38号)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日平成27年度規程第54号)
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日平成28年度規程第53号)
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日平成29年度規程第56号)
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日令和元年度規程第23号)
この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年11月29日令和元年度規程第34号)
この規程は、令和元年12月1日から施行する。

別表第1 スポーツ施設利用料金表(第6条関係)

1 研修室・会議室

| 施設名 | 利用形態 | 区分 | 料金 |
|------|--------|-----|--------|
| 研修室A | 競技団体利用 | 1時間 | 2,200円 |

| | | | |
|-------|--------|-----|--------|
| | 団体利用 | 1時間 | 4,520円 |
| 研修室B | 競技団体利用 | 1時間 | 2,200円 |
| | 団体利用 | 1時間 | 4,520円 |
| 研修室C | 競技団体利用 | 1時間 | 540円 |
| | 団体利用 | 1時間 | 1,050円 |
| 研修室D | 競技団体利用 | 1時間 | 540円 |
| | 団体利用 | 1時間 | 1,050円 |
| 特別会議室 | 競技団体利用 | 1時間 | 1,690円 |
| | 団体利用 | 1時間 | 3,570円 |

【備考】

- 1 競技団体利用で、施設を1日占有して利用する場合の利用料金は、10時間分の利用料金とする。
- 2 利用料金には、当該施設の設備の利用料金を含む。

2 宿泊室

| 利用形態 | 区分 | 料金 |
|---|--------|--------|
| 競技団体利用(国際競技力向上のための合宿・実験等での利用)及び個人利用(ただし、第4条第3号に定める個人) | 1泊(1人) | 3,150円 |

3 栄養指導食堂

| 区分 | 区分 | 料金 |
|------------|----|--------|
| 競技団体利用(朝食) | 1食 | 740円 |
| 競技団体利用(昼食) | 1食 | 1,050円 |
| 競技団体利用(夕食) | 1食 | 1,370円 |

【備考】 競技団体利用以外の利用料金については、別に定める。

4 風洞実験施設

| 区分 | 時間 | 料金 | 延長料金 (1時間) |
|-----------------------|---------------|----------|---------------|
| 団体利用Ⅰ 研究・トレーニング等利用 | 半日利用 (4時間) | 99,000円 | 24,750円 |
| | 1日利用 (8時間) | 176,000円 | 22,000円 |
| 団体利用Ⅱ その他利用 | 半日利用 (4時間) | 198,000円 | 49,500円 |
| | 1日利用 (8時間) | 352,000円 | 44,000円 |

別記様式第1号(第5条関係)

施設利用申込書

[別紙参照]

別記様式第2号(第5条関係)

施設利用承諾書

[別紙参照]

別記様式第3号 削除

別記様式第4号(第8条関係)

利用変更届

[別紙参照]